

「中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）の認定を申請される方へ」

【対象中小企業者】

- ① 1つの指定業種に属する事業のみを営んでいること、または、営んでいる事業の属する細分類業種が全て指定業種である（かつ保険の対象としていない業種・業態ではない）ことが確認でき、最近3か月間の企業全体の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者【申請書様式5-(イ-①)】
- ② 主たる業（原則、売上に占める割合が最も多い業）が指定業種に属する事業であり、最近3か月間の主たる業に関する売上高等と企業全体の売上高等が、前年同期比で共に5%以上減少している中小企業者【申請書様式5-(イ-②)】
- ③ 1以上の指定業種に属する事業を営んでおり、指定業種の最近3か月間の売上高等の前年同期からの減少額等が、前年同期の企業全体の売上高等に対して5%以上の影響を与えており、かつ、企業全体の最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者【申請書様式5-(イ-③)】

【提出書類一式】

次の「提出書類一式」は**全て提出していただきます**。控えが必要な場合は御自身で写しを取ってから申請してください。

1. 認定申請書…**2枚**（1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。）
2. 最近3か月及び前年同期3か月の**残高試算表の写し**
残高試算表を作成していない方は、売上元帳等の**写し**（販管費、売り先等の明細のない資料の場合は、税理士または会計士の署名・捺印が必要。別紙の様式例参照）。確定申告書に該当月の月別売上が記載されていればその**写し**
※ 兼業の場合は、**業種ごとの売上高等**を確認しますので、その**客観的根拠となる資料**を御用意ください。千円単位の資料を提出される場合には、「〇〇〇千円」という記載方法をお取りください。端数がある場合、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれを用いても構いませんが、減少率が5%未満の場合に切上げ等を行い5%にすることはできません。

【最近3か月】とは、申請月の前々月を含む3か月です。

例) 8月に申請→6月を含む3か月（4、5、**6**月あるいは5、**6**、7月）

3. 直近の法人税確定申告書（納税地・納税者名及び税務署受領（期限内申告）の確認をするため、**電子申告の場合、「受信通知」または「メール詳細」**を必ず添付してください）
法人の場合：前期法人税確定申告書の**写し**（別表一(一)のみで可、**注1**参照）
個人の場合：前年の所得税確定申告書の**写し**（第一表のみで可）
4. 履歴事項全部証明書（法人の場合）…発行日から3か月以内のもの。本店登記地が川崎市内であること。
5. 許認可証等の**写し**…許認可等が必要な業種の場合、全ての許認可証等の写し（運送業、建設業、飲食業等）
6. 事業報告書等の写し（NPO法人の場合）

注1 業種の確認をするために**前期確定申告書（全て、写し可）**、会社案内等、業種や事業内容が具体的にわかる資料を御用意ください。確認後返却いたします。

注2 兼業となるか不明な場合は認定窓口へお問い合わせください。

注3 代理人が申請される場合は、委任状と代理人の連絡先を確認できるもの（名刺等）を御用意ください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しくください。なお、お車での来訪はなるべく御遠慮ください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：544-1846 FAX：544-3263

（幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階（JR・京急 川崎駅下車））

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：812-1112 FAX：812-2075

（高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階（JR・東急 溝口駅下車））

法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地（住民登録地ではありません）の市区町村にて認定手続を行ってください。

★ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。